

令和4年4月1日

青森県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局青森運輸支局長
(公 印 省 略)

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

標記について、東北運輸局長から別添のとおり通達がありましたのでお知らせします。

東自旅一第961号
東自旅二第2340号
東自貨第463号
東自監第252号
東自整第176号
東自保第132号
令和4年3月29日

青森運輸支局長 殿

東 北 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

標記について、令和4年3月23日付け国自安第181号の2及び国自整第296号の2により自動車局長から別紙のとおり通達があったので、了知されるとともに関係事業者へ周知されたい。

別紙

国自安第181号の2
国自整第296号の2
令和4年3月23日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなった事故にあっては、これまでも「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）により報告するよう指導しているところであるが、睡眠時無呼吸症候群が原因と疑われる事故について、報告がされていないという課題がある。睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故の報告を明示するため、同要領を改正したので、今後はこれにより取り扱われたい。

なお、本改正については、関係団体あてにも通知していることを申し添える。

新	旧
<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 改正：国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日 改正：国自総第338号 国自整第97号 平成18年10月6日 改正：国自安第115号 国自整第89号 平成21年11月20日 改正：国自安第246号 国自整第342号 平成27年3月23日 改正：国自安第17号 国自整第40号 平成27年5月18日 <u>最終改正：国自安第181号</u> <u>国自整第296号</u> <u>令和4年3月23日</u></p>	<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 改正：国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日 改正：国自総第338号 国自整第97号 平成18年10月6日 改正：国自安第115号 国自整第89号 平成21年11月20日 改正：国自安第246号 国自整第342号 平成27年3月23日 <u>最終</u>改正：国自安第17号 国自整第40号 平成27年5月18日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>

自動車局長

自動車事故報告書等の取扱要領

1～10 (略)

1.1 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。また、「推定原因」に事故の原因として疑われる疾病名を明記させるように指導すること。

ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。

睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、規則第2条第9号に該当する事故として報告させるよう事業者等を指導すること。「睡眠時無呼吸症候群が疑われる」とは、過去に同疾病と診断されたことがあり治っていないもの、又は「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」(平成27年8月国土交通省自動車局)に記載のSASの症状があるものをいう。

1.2～1.3 (略)

附 則 (令和4年3月23日付け国自安第181号、国自整第296号)

改正後の通達は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 1 (略)

別 表 2 (略)

別 表 3 (略)

自動車局長

自動車事故報告書等の取扱要領

1～10 (略)

1.1 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。

1.2～1.3 (略)

別 表 1 (略)

別 表 2 (略)

別 表 3 (略)